

「現金化」をうたった勧誘にご注意ください!

金貨の現金化

「金貨の現金化」とは、代金後払いで購入した金貨を、別の業者に転売することにより、現金を手にする仕組みのことです。金貨以外にも、アクセサリなどの貴金属や壺などの美術品を使った同様の手口もみられます。

いずれの場合にも、購入者が手にする受取り額は購入代金より必ず低く、一時的には現金を手にするものの、**結果的に手にした現金以上の債務を負うことになります。**

また、後払いで購入した金貨の代金を支払うために現金が必要となり、新たな購入を繰り返すことで、**多重債務になってしまう危険性があります。**

販売業者は、「即現金入手」「クレジットカード不要」などと甘い言葉で、金融機関などからの借入れが難しい消費者を勧誘しています。



事例 新聞広告に「お金が必要な方、すぐ用立てます。後払い可能。」とあったので、問い合わせたAさん。金貨の販売業者から後払いで数万円分の金貨を相場の3割増で購入し、相場価格で宝石店に転売した。販売業者3社と同様の取引を繰り返すうち、支払い額が50万円ほどに膨らんでしまい、ついに代金が支払えなくなった。

クレジットカードの現金化

「クレジットカードの現金化」とは、クレジットカードのショッピング利用可能枠で換金を目的に商品を購入し、その商品を転売することで現金を手にする仕組みのことです。この他、キャッシュバック付き商品を購入させ、購入した商品とともに現金を渡す手口もありますが、どちらの場合も、利用者は、一時的には現金を手にするものの、**結果的に手にした現金以上の債務を負うことになります。**

クレジットカードのショッピング機能は、本来、クレジット会社が立て替えた商品等の購入代金を、後で購入者が返済するものです。「クレジットカードの現金化」は、**クレジットカード契約に違反する行為**で、退会処分になった場合は、一度に利用金額を支払わなければならない等の恐れがあります。また、不正な行為であることを知りながら利用した場合は、**詐欺罪等に抵触する可能性がある**など、消費者自身にとっても大変危険な取引です。

他にも、高額アルバイトの紹介、借金的一本化などと、「クレジットカードの現金化」という目的を隠した勧誘や、ある契約を結んでいて支払いができない時に現金化業者を紹介された事例もあります。



事例 現金が必要になり、「即日融資、担保・保証人不要、低収入でも融資」との広告を見て店を訪れたBさん。「クレジットカードで買い物すれば買い取る」と業者に言われ、車用品店でカーナビゲーションをクレジットカードのショッピング枠限度額の70万円分購入した。ところが、業者には購入した商品を40万円では買い取ってもらえず、さらに、限度額の買い物をしたためカードが使えない。

トラブルに遭わないための注意点

- お金に困っても現金化は絶対に利用しないようにしましょう。
- 業者の「安心」「安全」といった文言をうのみにしないようにしましょう。
- 債務の返済等でお困りの場合は、消費生活センターや市町村多重債務相談窓口、法律相談窓口にご相談しましょう。*

*各相談窓口の電話番号や受付時間等は、高知県のホームページから確認いただけます。

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601/tajusaimu-index.html>

トラブルに
遭って
しまったら、

すぐに
消費生活センターや
市町村消費生活相談
窓口等に
相談しましょう。

高知県立消費生活センター

☎088-824-0999

相談受付/日～金 9:00～16:45

【資格商法の二次被害】

勤務先に「以前契約した資格教材に残りがある。残金100万円を払え」という電話がかかってきた。「勉強する気も払う気もない」と断ったが、「教材を50万円で購入して縁を切ろう」と強引に勧誘され、根負けして「わかりました」と言ってしまった。その後「お金の準備はできたか」との電話が勤務先や家にかかってくる。

消費生活センターにはこのような相談が複数寄せられています。この事例のように、過去に契約したことがある人たちが再び被害にあうケースを「二次被害」と言います。「手数料を払えば勧誘がなくなるよう名簿から抹消する」と持ちかける業者もありますが、これも二次被害です。

執拗な勧誘への対処方法は「きっぱり断ること」以外にありません。資格講座等の電話勧誘販売の場合、契約しない旨の意思表示をした者への再勧誘は法律により禁止されていますので、このような勧誘があったら、長く話を聞かないで「契約しません」とはっきり断って電話を切ることが大切です。

また、断りきれずに承諾してしまったり、強引に契約書面が送られてきた場合には、直ちにクーリングオフの手続きをしましょう。



冬場

に備えて

～身近な製品事故を防ぎましょう！～

私たちの生活を快適にしてくれるさまざまな製品も、使い方を間違えと思わぬ事故につながってしまいます。これからの季節に多い事故と、気をつけていただきたい事柄を紹介します。

ストーブ、ハロゲンヒーターによる火災

洗濯物やカーテンなど燃えやすいものをそばに置かず、寝る時は必ず電源スイッチを切りましょう。

また、石油ストーブに給油する際は、必ず火を消し、給油後はカートリッジタンクのふたが完全に閉まっているか必ず確認してください。



湯たんぽの破裂

電子レンジ加熱式の湯たんぽは取り扱い表示のレンジ出力及び加熱時間を必ず守りましょう。もし、加熱中に膨張した場合や内容物が漏れ出た場合は、電子レンジのスイッチを切り、十分に時間を置いて冷却してから扉を開けて取り出してください。

また、金属製湯たんぽを加熱する際は、必ずキャップを外しましょう。

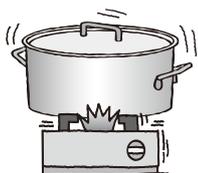
取扱い
注意



ガス給湯器による一酸化炭素中毒

使用する時は、必ず十分な換気を行い、異常な音や臭いなどがした時は、不完全燃焼のおそれがありますので、ただちに使用を中止してください。

カセットコンロの爆発



コンロ全体を覆うような大きな鍋や鉄板を使用しないようにしましょう。

また、ガスボンベはコンロ指定のものを使い、正しく取り付けて使用してください。

湯たんぽや電気あんか、カイロなどによる低温やけど

同じ部位を長時間温めないでください。湯たんぽや電気あんかは、厚手のタオルや専用カバーなどで包んでも低温やけどを負いますので、寝る時は身体から外しましょう。

暖房機器をお使いになる前には、

- ①取扱説明書を読みましょう。
- ②長年使っている製品は、点検や修理を受けましょう。
- ③リコールされている製品でないか確認しましょう。

リコールされている製品の情報は独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のホームページで検索できます。

<http://www.nite.go.jp/jiko/index4.html>

消費生活に関するご相談は

高知県立消費生活センター

〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地「ソール」2階

☎088-824-0999

相談受付/日～金 9:00～16:45 ※日曜日も相談を
休所日/土、祝日、12/29～1/3 受付けています。

●くらしネットkochi編集・発行者

高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号

TEL:088-823-9653

FAX:088-823-9879

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/141601>

まちづくりニュース

みんなで始めよう！犯罪のない安全安心まちづくり

高齢者や女性、子どもを

事故や事件から守ろう！

交通事故を防ごう！

今年の交通事故死者数は、9月30日現在35人で、昨年と比べて4人増加しており、そのうち16人は高齢者が犠牲となっています。



また、半数以上は道路を横断中、あるいは自転車運転中に事故に遭われているのが特徴です。

車を運転される方は、スピードを出しすぎないように、十分注意して運転してください。

ひったくり被害にご注意を！

高知市内では、ひったくり事件が散発的に発生しています。

発生件数は、9月末までに32件で、特に帰宅中の女性や高齢者が狙われています。

暗い道の一人歩きはなるべく避けて、バッグ等は道路と反対側の手でしっかり持つようにしましょう。



子どもや女性を事件から守ろう！

警察に寄せられた不審者に関する情報は、今年9月末現在で160件です。

1番多いのは「声かけ」行為で、続いて「わいせつ目的」と「公然わいせつ」となっており、また対象者は小学生が圧倒的に多く、次いで高校生、中学生の順となっています。

地域の皆さんによる見守り活動などを通じて、子どもや女性を守りましょう。



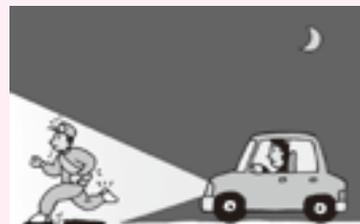
ワンポイント・アドバイス

反射材の活用

夜間の歩行者は、いくら明るい服装をしていても、自動車の運転手からは見えづらいもの。

普段の服装に反射材が付いたジャンパーや靴、帽子を着用するだけで交通事故に遭う可能性が低くなります。

夜間に外出するときは、反射材用品を着用しましょう。



「安全安心まちづくり広場」を開催します!!

今年の「安全安心まちづくり広場」は、子どもの安全安心の意識を高めるため、犯罪被害防止や交通事故防止をテーマに、「防犯特捜マモルマン」の劇や白バイ体験乗車、交通安全腹話術など子どもはもちろん、大人も楽しめる催しです。

どこかに、悪い子どもはいないものですかね～。うまいことを言って、仲間にはきり入れてさしあげましょう。



悪の組織「ワルブラック」参謀/デスカーネル

開催日時

11月6日(土)10:00~16:00 (ステージでのイベントは13:00から)

開催場所

イオンモール高知1階南コート

主な行事

- 県警音楽隊による演奏
- 「防犯特捜マモルマン」による誘拐被害防止教室
- 白バイ体験乗車
- NPO「たびびと」による腹話術などを使った交通安全教室

今度のデスカーネルは、イオンモール高知で、子どもたちを誘拐しようと企んでいるらしい。子どもたちを守るために、出動だ!



このほかにも、各地で活躍している自主防犯ボランティア団体などの活動の様子についてもパネル展で紹介いたします。なお、催しの内容は、状況によって変更する場合がありますので、予めご了承願います。

地域で活動している皆さんへ

活動内容をホームページで公表しませんが?

高知県安全安心まちづくり推進会議では、地域で犯罪のない安全安心まちづくりに取り組んでいる自治会や自主防犯ボランティア団体の活動内容などの情報を提供していただき、ホームページなどで紹介しています。(公表数は、平成22年8月末現在で39団体です。)

公表を希望される団体は、高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課までお問い合わせください。



安全安心まちづくりニュース 編集・発行者
高知県安全安心まちづくり推進会議

お問い合わせ先
高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
TEL 088-823-9319 FAX 088-823-9879
E-mail: 141601@ken.pref.kochi.lg.jp

